

対内直接投資の動向と対日投資促進策の概要

(1) 対内直接投資の動向

我が国への対内直接投資は2兆1,779億円、00年度に比べて約3割の減少
 地域別では、金額ベースで欧州からの投資が00年度に比べて大幅に増加し最も
 多く、北米からの投資及び日本国内での外資系企業による再投資は00年度に比
 べて大幅に減少

業種別では、製造業が00年度に比べて大幅な減少

1. 対内直接投資の動向を財務省の対内直接投資届出実績で見ると、01年度は2兆1,779億円と過去最高を記録した00年度(3兆1,251億円)に比べて30.3%の減少となった(参考-1、2図)。
2. この結果、いわゆるフローベースでの対内直接投資と対外直接投資(01年度3兆9,548億円)の較差は約1:1.8となり、対外直接投資も対前年度比26.3%減少したにも係わらず、00年度の約1:1.7よりも若干拡大した。
 一方、IMF統計からストックベースで対内直接投資額(00暦年約503億米ドル)と対外直接投資額(00暦年約2,784億米ドル)とを比較すると約1:5.5となっており、近年縮小傾向にあるが、未だ他の先進諸国に比べて較差は大きい(参考-3図)。
 また我が国のGDPに対する対内直接投資額(ストックベース)の割合は1.1%であり、イギリスの32.4%、アメリカの27.7%、フランスの53.6%、ドイツの22.4%などに比べ極めて低い水準となっている(参考-1表)。
3. 地域別動向をみると、欧州地域からの投資が00年度に比べ大幅に増加した。特にオランダが通信業の大型案件の影響で8,227億円と大幅に増加(対前年度比1,489.4%増)し、欧州からの投資の4分の3を占めた。またイギリスも通信業で大型案件があったことから対前年度比160.4%の増加となり、欧州全体からは1兆962億円の投資があり地域別シェアは50.3%であった。米国からの投資は、金融・保険業、サービス業等で大きく減少し、全体で6,430億円(00年度1兆103億円)と00年度に比べ36.4%減少した。また、カナダについても00年度に比べ26.9%減少した。北米全体では6,922億円の投資があり、地域別シェアは31.8%となった。日本国内での外資系企業による再投資は、00年度に大型の案件があった通信業、金融・保険業を中心に大幅に減少し、2,638億円(対前年度比76.9%減)、地域別シェアは12.1%となった(参考-4図)。
4. 業種別にみると、製造業は3,280億円(対前年度比58.5%減)、非製造業は1兆8,499億円(対前年度比20.8%減)となっており、両者とも00年度から減少したものの、非製造業に比べて製造業の減少が大きく、対内直接投資に占める製造業の割合はわずかに15.1%となった(参考-5図)。

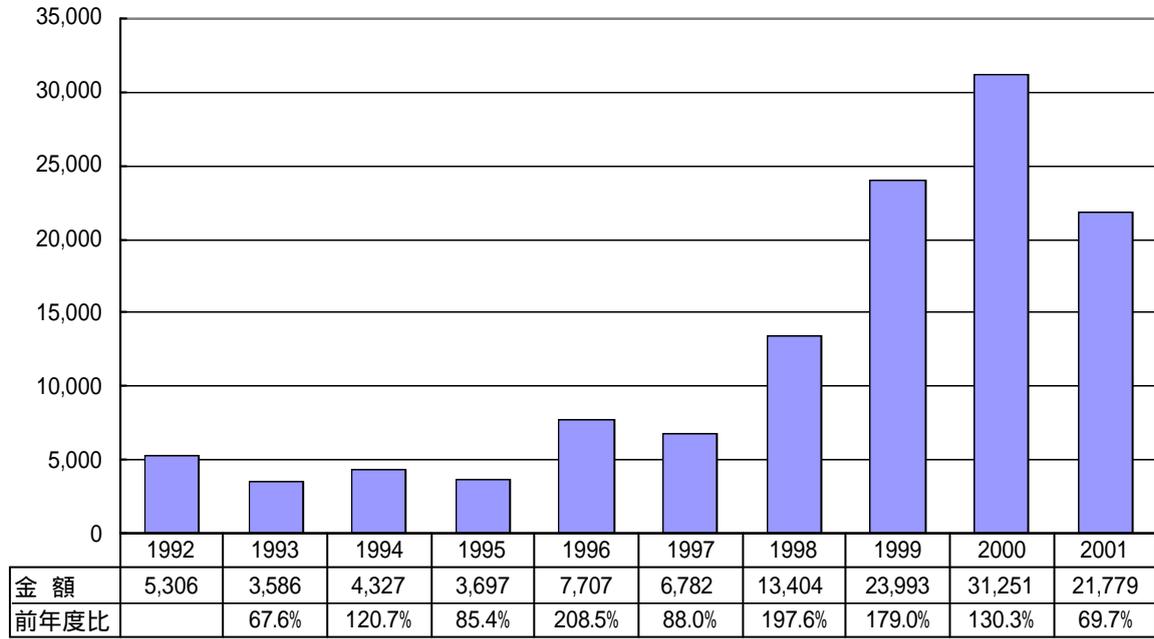
製造業では、「機械」が1,385億円と最も大きい金額であったが、00年度に比べ60.6%減少した。2位の「化学」も1,156億円で対前年度比35.3%の減、00年度2位だった「石油」は01年度には大型案件がなく、対前年度比で96.5%減少した。他方、00年度ゼロだった「食品」で352億円の投資があった(参考-6図)。

非製造業では、1位は00年度2位だった「通信業」で8,286億円(対前年度

比10.4%増)となり、全業種に占める割合は38.0%であった。2位の「金融・保険業」は6,608億円で、対前年度比35.8%の減であった。3位の「サービス業」(対前年度比29.7%減)、4位の「商事・貿易業」(対前年度比60.5%減)が減少する中で、不動産業と建設業が増加した(参考-7図)。

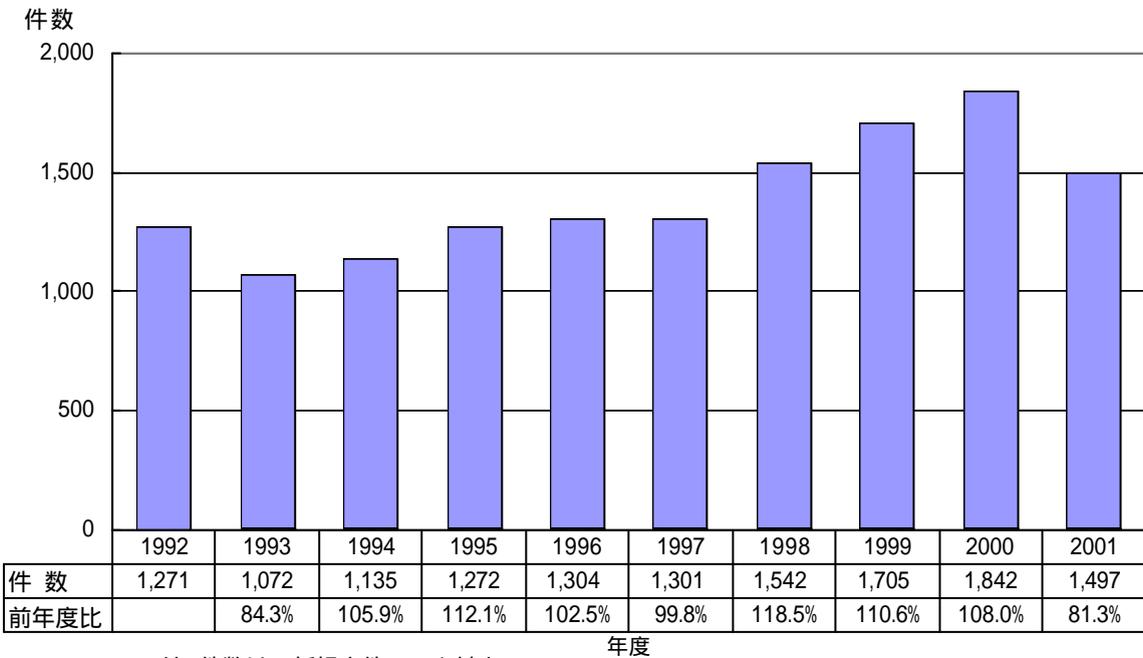
参考 - 1 図 対内直接投資の金額の推移

単位 : 億円



(出典) 対内直接投資届出実績 (財務省)

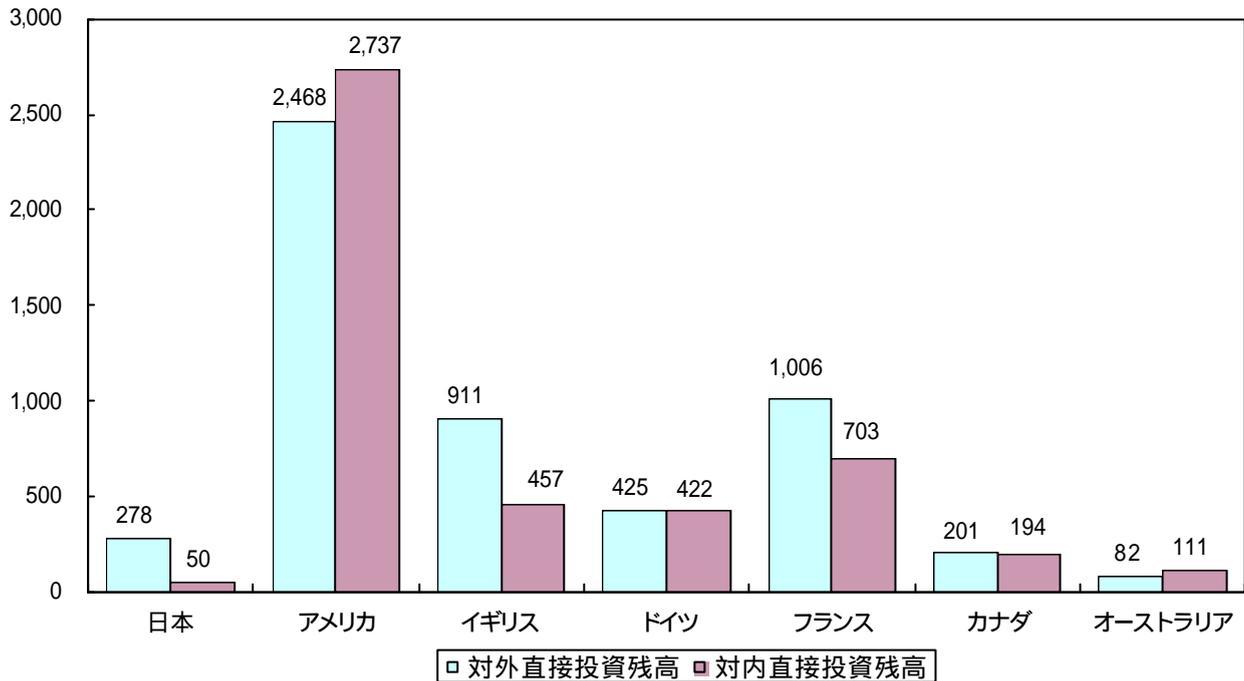
参考 - 2 図 対内直接投資の件数の推移



(注) 件数は、新規案件のみを計上。
(出典) 対内直接投資届出実績 (財務省)

参考 - 3 図 主要国の対内 / 対外直接投資額（ストックベース）比較（2000年）

単位：10億米ドル



	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	カナダ	オーストラリア
対外/対内(倍)	5.5	0.9	2.0	1.0	1.4	1.0	0.7

〔出所〕 International Financial Statistics June 2002 (IMF)

参考 - 1 表 主要国の対内直接投資（ストックベース、名目GDP比）（2000年）

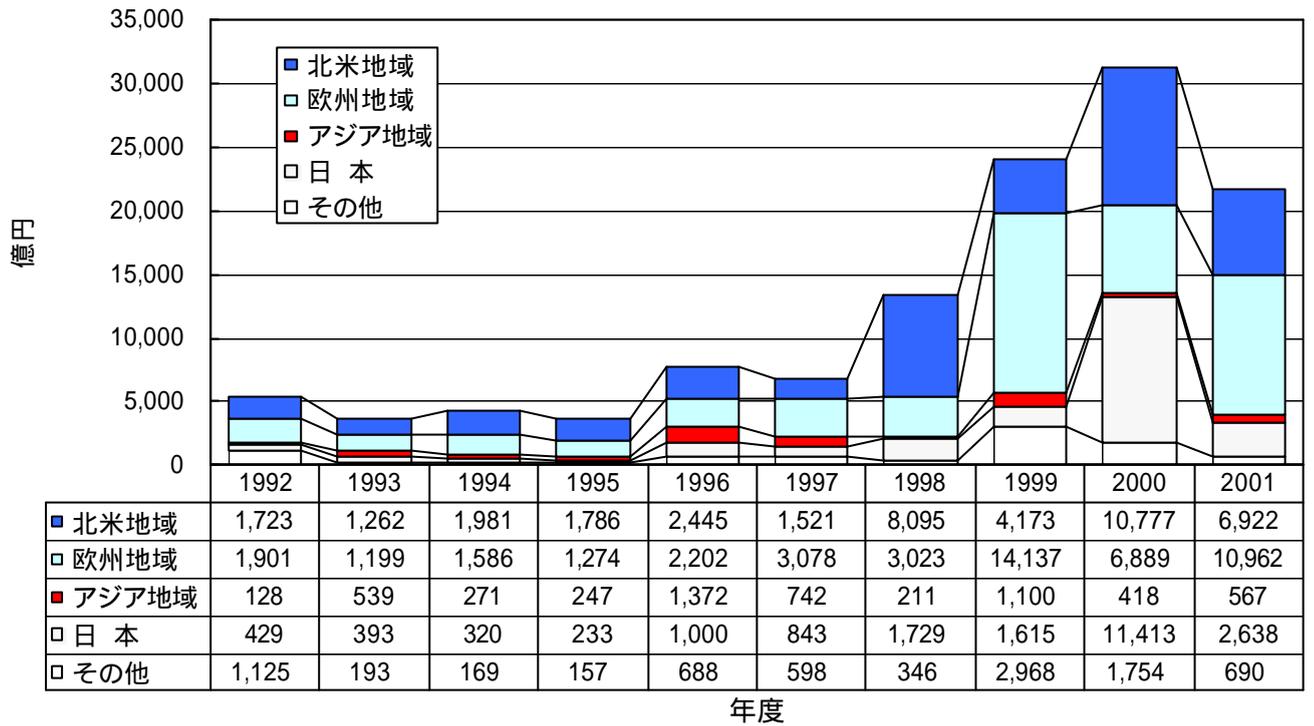
（単位：10億米ドル）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	カナダ	オーストラリア
対内直投残高	50.3	2,736.9	456.7	422.1	702.7	194.3	111.3
名目GDP	4,454.6	9,872.9	1,407.8	1,884.2	1,310.5	703.9	361.3
対内 / GDP	1.1%	27.7%	32.4%	22.4%	53.6%	27.6%	30.8%

（注）米国を除く各国のGDPについては、IMFの2000年末為替レートにて経済産業省が米ドルに換算。

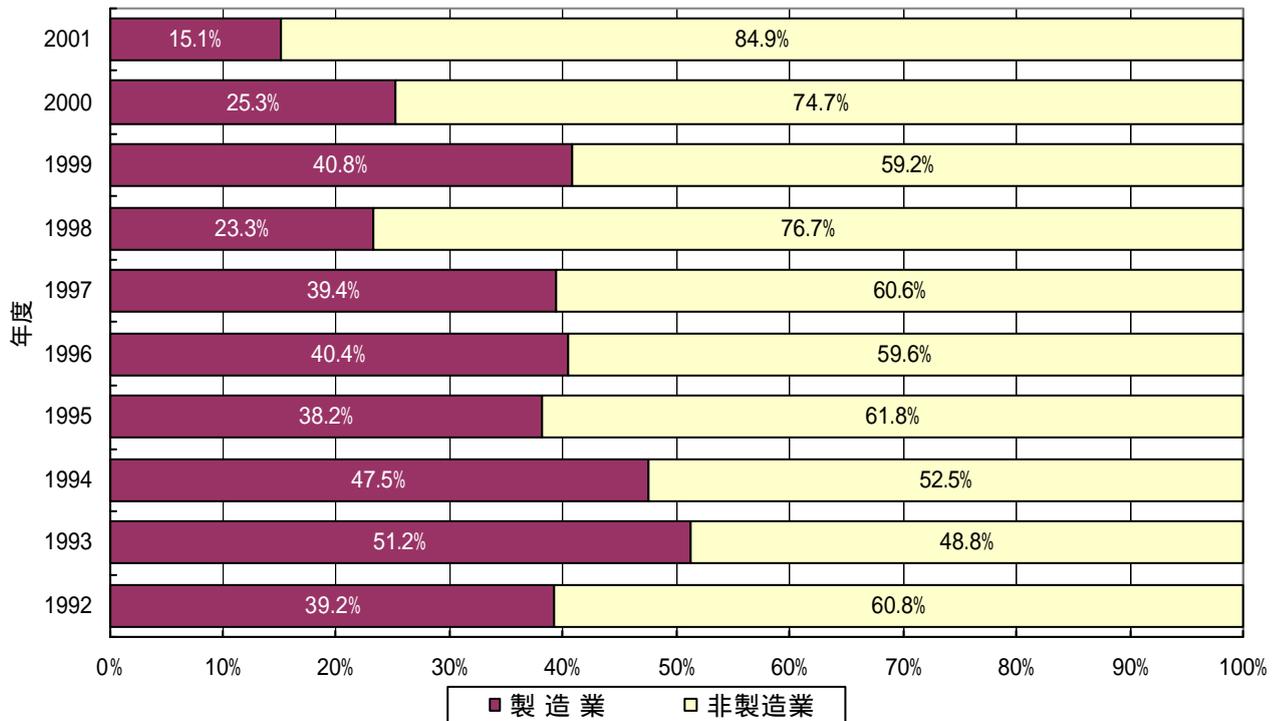
〔出所〕 International Financial Statistics June 2002 (IMF)

参考 - 4 図 構成比推移（地域別）



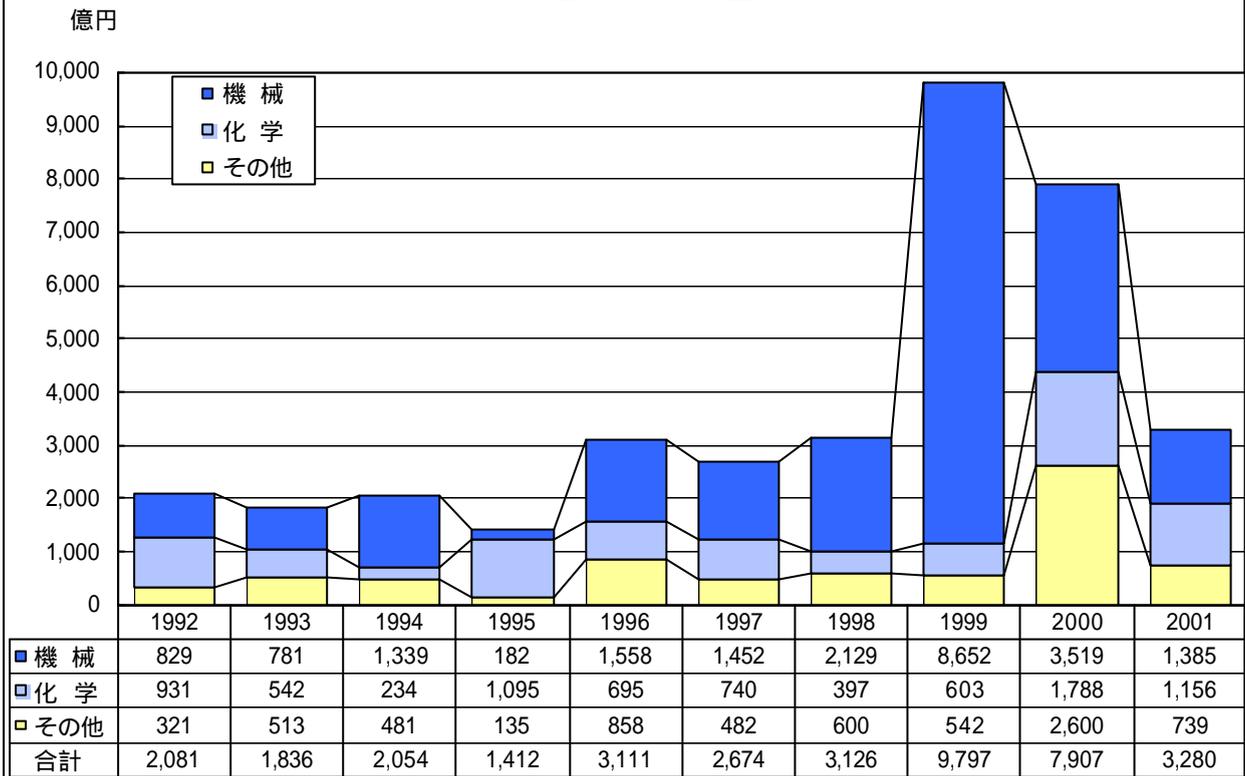
(注) 日本からの投資は日本国内の外資系企業からのもの
 [出典] 対内直接投資届出実績 (財務省)

参考 - 5 図 構成比推移（製造業・非製造業）



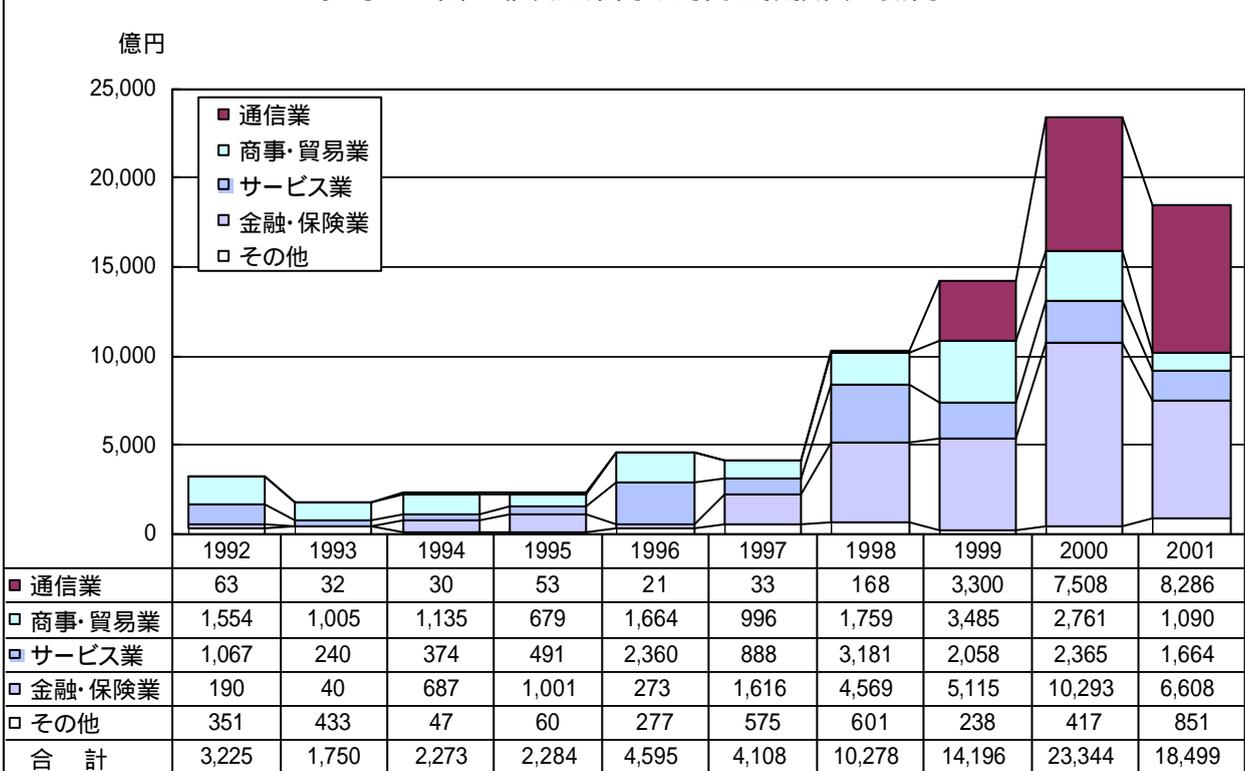
[出典] 対内直接投資届出実績 (財務省)

参考 - 6 図 製造業向け対内直接投資の動向



[出典] 対内直接投資届出実績 (財務省)

参考 - 7 図 非製造業向け対内直接投資の動向



(注) 商事・貿易業とは卸・小売業、輸出入業、売買(輸出入)の仲介の代理業。

[出典] 対内直接投資届出実績 (財務省)

(2) 対内直接投資促進のための施策の概要

外資系企業が我が国市場において事業活動を展開する際、特に、イニシャルコストの多大な負担、資金調達及び人材確保等の困難さに直面する立上がり期における事業活動を支援するため、税制、金融、情報提供及びアドバイス等の施策を実施している。

1 . 「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」(92年7月施行) に基づく措置

我が国において設立後8年以内の外資比率1 / 3超の外資系企業等のうち、一定のもの(法律で定める要件に合致することについて経済産業大臣等の認定を受けた企業 ; 特定対内投資事業者) の立上がり期におけるイニシャルコストの多大な負担、資金調達等の困難な面を支援するため、税制上の特例、資金調達の円滑化等を実施。

税制上の特例措置 (欠損金の繰越期間の延長)

欠損金の繰越し期間については通常5年間のところ、事業開始後5年以内に発生したもののについては7年間の繰越しを認める。

問い合わせ先 : 各地域の経済産業局

債務保証

事業資金の借入れについて、産業基盤整備基金が借入額の95%を限度として債務保証を実施。

問い合わせ先 : 産業基盤整備基金業務第二部保証課

TEL 03-3241-6357 FAX 03-3279-0086

中小企業信用保険の特例措置

特定対内投資事業者と一定以上の取引等を行う中小企業者の事業に必要な資金の借入れについて、信用保証協会が有利に債務保証 (てん補率の引上げ、保険料率の引下げ) 。

問い合わせ先 : 各地の信用保証協会

2 . 日本政策投資銀行による低利融資制度

我が国における外資系企業の事業の円滑化により、対日投資促進を図るため、日本政策投資銀行による低利融資を実施。

対象事業 :

イ) 対日投資に伴う技術・ノウハウ等の交流を通じて、我が国構造の高度化、新規産業の創出、雇用増加等に貢献することが期待される事業 (政策金利)

ロ) 当該企業が我が国において行う初めての本格的投資 (政策金利 ^注)

ハ) 輸入品取扱比率が相当程度のものであり、輸入品の拡大に資すると認められる事業 (政策金利 ^注)

注 : 平成14年度末までに限り、対日アクセス特利 (超低利) を適用

ニ) 外資系企業用施設・設備を整備又は賃貸する事業 (但し、外資系企業用共同事業場の場合は、入居者の半数以上が外資系企業であること) (政策金利)

ホ)一定の要件を満たす対日投資促進基盤施設(インターナショナルスクール)を整備する事業(政策金利)

融資比率:必要資金の50%(ただし二は40%)以内

問い合わせ先:日本政策投資銀行国際部

TEL 03-3244-1770 FAX 03-3245-1938

3. JETROの対日投資関連情報提供事業

対日投資に関心のある外国企業にとっての「ワンストップ窓口」として、対日投資関連情報の提供、アドバイス事業、外国企業の訪日サポート、広報事業等を実施。

投資関連情報提供事業

外国企業に対し、我が国の投資環境、対日投資に関する諸施策等の情報をニューズレター、インターネット等により提供。

アドバイス事業

海外各国のJETRO事務所、アドバイザー等が窓口となり個別投資案件に対するアドバイス等を実施。

外国企業の訪日サポート

対日投資に関心を有する外国企業を我が国に招へいし、国内各地域の投資環境等に関する説明を行うとともに、日本企業等とのビジネスミーティング、地方視察等を支援。

広報

対日投資を促進するため、セミナー及びシンポジウムの開催、展示会への参加等を通じた広報活動の実施。

問い合わせ先:日本貿易振興会(JETRO)投資交流部対日投資課

TEL 03-3582-5571 FAX 03-3505-1854

http://www3.jetro.go.jp/iv/cybermall_j/contents/indexj.html

4. その他の関連施策

民活法に基づき、以下の施設整備につき経済産業大臣の認定を受けることにより各種の助成措置(補助金、金融、税制)が適用可能。

国際ビジネス交流基盤施設

外国企業の我が国市場への円滑な進出を図るため、我が国市場への進出に向けて準備活動を行う外国企業等に対し、賃貸オフィス及び我が国の商慣行等の情報を提供するための施設

イ)ワールドビジネスガーデン・ジャパンビジネスセンター(千葉市):91年開業

ロ)りんくうゲートタワービル(大阪府):96年開業

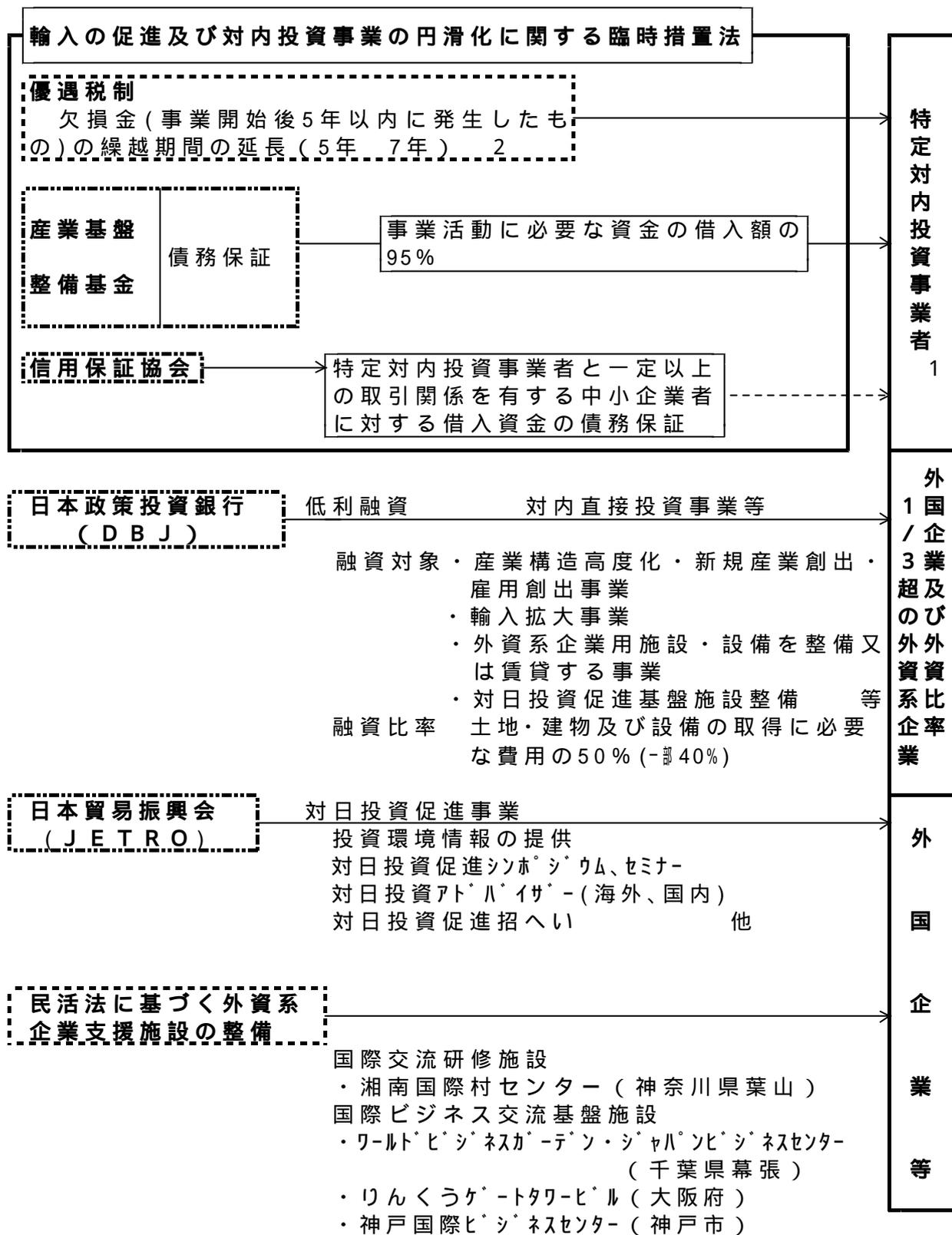
ハ)神戸国際ビジネスセンター(神戸市):01年開業

国際交流研修施設

外国企業の従業員等に対して日本語、我が国経済社会事情、商慣行等についての研修を実施するための施設

イ)湘南国際村センター(神奈川県):94年開業

主要な外資系企業事業活動支援策体系図



- 次の要件を満たす者として、経済産業大臣等が認定。
外国企業の我が国における支店等又は外資比率1/3超(100%外資を含む)の外資系企業(子会社)
設置又は設立後8年以内の支店又は子会社
我が国において製造業、卸売業、小売業、サービス業のうち、指定された151業種に該当する業を営む者
- 1994年度～99年度に生じた欠損金については10年間の繰越が可能。